

道路交通法の一部を改正する法律の施行について

1 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

○ 運転中の携帯電話使用等に関する罰則の強化

- 交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 携帯電話使用等（保持）
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 携帯電話使用等（保持）に対する反則金の限度額を引き上げたほか、交通の危険を生じさせた場合は非反則行為として交通反則通告制度の対象から除外（罰則を適用）。
- 携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死傷させた場合について、事故を起こした場所を管轄する警察署長等は、免許の効力を仮停止することができることとなりました。

| 違反態様 | 罰則（改正前 ⇒ 改正後） |
|----------------|--|
| 携帯電話使用等（交通の危険） | 3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金 ⇒ 1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金 |
| 携帯電話使用等（保持） | 5万円以下の罰金 ⇒ 6月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金 |

○ 携帯電話使用等に係る基礎点数・反則金額の引き上げ

| 違反態様 | 基礎点数 | 反則金 |
|----------------|-------|--------------------------|
| 携帯電話使用等（交通の危険） | 2点⇒6点 | 反則通告制度：対象外（非反則行為） |
| 携帯電話使用等（保持） | 1点⇒3点 | 大型車 7千円⇒ 2万5千円 |
| | | 普通車 6千円⇒ 1万8千円 |
| | | 二輪車 6千円⇒ 1万5千円 |
| | | 原付車 5千円⇒ 1万2千円 |

2 歩行補助車等及び軽車両に係る規定の整備

○ 歩行補助車等に係る規定の整備

- 内閣府令で定める基準を満たす、原動機を用いる幼児用の車（電動乳母車）は歩行補助車等に当たることとなりました（歩行者としてみなします。）。
- 原動機を用いる歩行補助車等の車体の高さの基準引上げ（109cm以下→120cm以下）
- 原動機を用いる大型の電動乳母車のうち、警察署長の確認を受けた方法で通行させるものについては、車体の大きさの基準について適用しないこととなりました。
- 押して歩く際に原動機が作動し、軽い力で押し歩きができる機能を有する駆動補助機を備えた普通自転車を押して通行させている方は、歩行補助車等に当たることとなりました（歩行者とみなします。）。

○ 軽車両に係る規定の整備

- 内閣府令で定める基準を満たす、原動機を用いる手押し式の電動運搬車（レール又は架線によらないもの）は軽車両に当たることとしました。

3 運転免許証等の再交付申請に関する規定の見直し

運転免許証及び運転経歴証明書の再交付申請について、亡失・滅失した場合等に限らず、住所や氏名等の記載事項変更や写真の変更でも再交付の申請をすることとなりました。

4 運転経歴証明書の交付に係る規定の整備

- 運転免許の申請による取消しを受けた方（自主返納者）に加え、運転免許が失効した方についても運転経歴証明書の交付を申請することができるようになりました（免許が失効する前に取消し等の基準に該当している方、免許が失効してから5年を超える方、現に有する免許がある方を除く。）。ただし、施行日から令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以降に失効した方の申請に限ります。
- 運転経歴証明書の交付申請先は、取消しを行った公安委員会に対して行っていましたが、申請先の住所地を管轄する都道府県公安委員会に交付申請することができることとなりました。
- 免許が失効した方のうち、運転経歴証明書の交付を受けた方を特定失効者から除くことになりました（再度免許を受けようとする場合、運転免許試験の一部免除を受けることができない。）。

5 免許更新を受けることができなかったやむを得ない理由等に関する規定の整備

- 免許証のやむを得ない事情により免許証の更新を受けることができなかった規定に、災害などのシステム障害により運転免許事務を行うことができなかった場合など、公安委員会側の事情によるものもやむを得ない理由に追加することとなりました。

6 免許事務に係る手数料の引き下げに関する規定の整備

- 公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかった方の運転免許試験手数料及び免許証交付手数料が新設されました（免許試験手数料が一免種につき800円、免許証交付手数料が1,700円となります。）。
- 免許証再交付手数料が減額されました（再交付手数料が2,250円となります。）。

7 大型自動二輪車に関する規定の整備

- 電動大型自動二輪車に関する規定の整備
定格出力0.60キロワットを超える電動自動二輪車は、大型自動二輪車と普通自動二輪車に区別されていませんでしたが、定格出力が20.00キロワットを超える電動自動二輪車を電動大型自動二輪車と区分することとしました。
- A T限定大型二輪免許に関する規定の見直し
A T限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量を0.65リットル以下に限定していましたが、A T大型二輪車の総排気量の上限を設けないこととしました（現にA T限定大型二輪免許に付されている総排気量の限定についてはないものとみなします。）。